

嘆 願 書

- 一 減額言渡す即時消滅し将来に絶對に爲す、ル事
 - 一 減額至る本人、意志に依りテハル転勤及職持テテ絶對に爲す、ル事
 - 一 病業其、他止ムラ得テハ欠勤に依ル一切、費用ハ興行部側ニ於テ負担サレタシ
 - 一 月二回以上、公休日ハ若定サレ度シ
 - 一 組合加入、自由ヲ認メラレタシ
- 昭和六年七月二十六日

大藏興行部
大藏 眞 殿

中村 政次郎
山形 海野 洋二
工水 稔 次
酒井 十一 夫郎

(別紙)

要 求 書

- 一 減額言渡す即時消滅し将来に絶對に爲す、ル事
- 一 減額至る本人、意志に依りテハル転勤及職持テテ絶對に爲す、ル事
- 一 病業其他止ムラ得テハ欠勤にヨル一切、費用ハ興行部側ニ負担セヨ
- 一 月二回以上、公休日ヲ若定セヨ
- 一 營業に使用スル一切、消耗品ハ興行部側ニ負担セヨ
- 一 早出残業、場合ハ一時間ニ付五十円ニ支給セヨ
- 一 役所部ヲ五名ニ増員セヨ
- 一 貴溪ノスル場合ハ後爲困り、終引継クニト
- 一 貴部ニ交代者ヲ増員セヨ
- 一 今後規程以上、興行ニ絶対ニセサルニト
- 一 衛生設備並ニ控室ヲ完備セヨ
- 一 薪類書連名者、若シ賃報ヲ四十円ニ若定セヨ
- 一 薪類中、燃料全額ヲ支給セヨ